

諮詢庁：厚生労働大臣

諮詢日：令和元年12月3日（令和元年（行個）諮詢第139号）

答申日：令和2年4月13日（令和2年度（行個）答申第14号）

事件名：本人の申出に係る東京労働局長の助言・指導処理票等の一部開示決定
に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が平成28年特定月頃に、私自身の件で申出をした助言・指導に関する資料一式。（事業場名：特定事業場）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和元年7月31日付け東労発総個開第1-319号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

今後、勤務していくうえで、会社の考え方を知りたい。

第3 諒問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和元年6月24日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が一部不開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和元年9月9日付け（同月10日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諒問庁としての考え方

本件審査請求については、不開示部分に係る法の適用条項を追加した上で、原処分を維持することが妥当であると考える。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報が記載された文書として特定された文書は計1

1文書あり、そのうち原処分において不開示とされた部分があるものは、別表の1欄に掲げる文書1（労働局長の助言・指導処理票）及び文書2（被申出人提出資料）である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号該当性について

文書1①には、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる氏名等が記載されている。これらの情報は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書いないしハのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ及びロ該当性について

文書1②ないし⑥及び文書2は、特定事業場の主張及び提出資料である。これらの情報は、開示した場合、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないとされている情報であることから、法14条3号イ及びロに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性について

文書2は、助言・指導の対象である被申出人から任意に提出された資料である。当該資料は、関係者の協力を得ながら紛争の自主的解決を促進する制度である個別労働紛争解決制度の助言・指導の性質上、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、法14条7号柱書きに該当することから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、上記第2の2のとおり主張しているが、法12条1項に基づく開示請求に対しては、上記(1)及び(2)のとおり、保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであり、審査請求人の主張は、上記諮問庁の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、不開示部分に係る適用条項として法14条2号及び7号柱書きを追加した上で、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年12月3日 諒問の受理
- ② 同日 諒問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月25日 審議

- ④ 令和2年3月25日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
⑤ 同年4月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条3号イ及びロに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は不開示部分の開示を求めていたが、諮詢庁は、法の適用条項として法14条2号及び7号柱書きを追加した上で、原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

通番4及び通番5は、労働局長の助言・指導処理票の「処理経過」欄の記載の一部であり、東京労働局の担当官が特定事業場から聴取した内容が記載されているが、特定事業場に勤務している審査請求人の昇級及び昇格に関する内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で特定事業場から任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その他の部分（別表の3欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 通番1

当該部分は、労働局長の助言・指導処理票の「処理経過」欄に記載された、特定事業場の職員の姓及び部署に関する記載であり、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 通番2ないし通番6

当該部分は、労働局長の助言・指導処理票の「処理経過」欄の記載の一部であり、東京労働局の担当官が聴取した特定事業場の内部情報

が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分を開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同号口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 通番7

当該部分は、特定事業場から東京労働局へ任意で提出された文書で、当該事業場の内部事情が含まれており、審査請求人が知り得る情報とは認められない。

このため、当該部分を開示すると、個別労働紛争解決制度の助言・指導に係る事務に関し、被申出人等関係者からの協力が得られなくなるなど、同制度に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及び口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条3号イ及び口に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条2号、3号イ及び口並びに7号柱書きに該当することから不開示とすべきとしていることについては、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号口について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同号イ及び口のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一、委員 久末弥生、委員 菅葉裕子

別表

1 本件文書			2 原処分における不開示部分			3 2欄のうち新たに開示すべき部分
文書番号	文書名	頁	通番	不開示部分	法14条各号該当性等	
文書1 1 労働局長の助言・指導処理票	1 いし 5	1 1 1 2 3 4 5 6	① 3頁「処理経過」欄 31行目17文字目ないし32行目4文字目	2号	—	
			② 3頁「処理経過」欄 32行目5文字目ないし33行目5文字目	3号イ 及び口	—	
			③ 4頁「処理経過」欄 7行目3文字目ないし15行目最終文字	3号イ 及び口	—	
			④ 4頁「処理経過」欄 16行目3文字目ないし27行目最終文字	3号イ 及び口	4頁「処理経過」欄16行目3文字目ないし19行目最終文字	
			⑤ 5頁「処理経過」欄 2行目1文字目ないし5行目3文字目	3号イ 及び口	5頁「処理経過」欄2行目1文字目ないし3行目9文字目	
			⑥ 5頁「処理経過」欄 7行目12文字目ないし8行目12文字目	3号イ 及び口	—	
文書2	被申出人提出資料	6	7	全て	3号イ 及び口 並びに 7号柱書き	—

(注) 対象文書に頁番号は付番されていないが、1枚目ないし20枚目に1頁ないし20頁と付番したものを「頁」として記載している。